

第20回亙理町農業委員会総会会議録

1. 会議の日時 令和元年8月26日(月)午後1時30分から午後2時50分

2. 会議の場所 亙理町中央公民館視聴覚室

3. 出席者

(1) 農業委員(15名)

1番	森	昌	敏	2番	三戸部	孝	二	3番	安	住	郁	子
4番	小	野	稔	5番	長	田	邦	6番	伊	藤	富	敏
7番	結	城	喜	8番	加	藤	正	9番	安	住	政	男
10番	佐	藤	利	11番	鈴	木	周	12番	齋	藤	憲	一
13番	神	田	昇	14番	武	澤	文	15番	佐	伯		健

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

16番	古	眞	眞	17番	菊	地	英	18番	齋		広	行
19番	齋	藤	幸	20番	渡	邊	善	21番	大	槻	久	美子
22番	齋	藤	勝	23番	菊	池	淑	24番	森		敏	夫
26番	千	葉	義	27番	小	野	忠	29番	三戸部		誠	一
30番	片	平	洋				之					

4. 欠席者

(1) 農業委員(なし)

(2) 農地利用最適化推進委員(2名)

25番 南 條 栄 一、28番 鈴 木 誠 司

5. 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

日程第4 第3号議案 令和元年度第4号亙理町農地土地利用集積計画(案)について

日程第5 第4号議案 町営土地改良事業の換地計画について

日程第6 第5号議案 農業委員の辞任について

6. 事務局

事務局長 山田勝徳、参事兼総務班長 森 秀之、主事 高橋大輔

(説明員) 農林水産課長 菊池広幸、農林水産課農政班長 富田文博

定刻となり、会長あいさつ後、事務局長からの出席委員数による総会成立の報告に続き、会議規則第6条の規定により会長が議長となり、第20回亘理町農業委員会総会の開会を宣した。

議長 まず、事務局より経過報告をお願いします。

事務局長 (配布資料を読み上げ報告)

議長 ありがとうございます。なお、次回の総会までの日程については、9月19日に亘理と逢隈で地区委員会、9月20日に荒浜と吉田で地区委員会をそれぞれ予定しております。総会は9月26日の予定でございます。また、先に通知しているところではありますが、9月2日に名取市で市町村農業委員・農地利用最適化推進委員研修会、次の日ですが、9月3日に町内の水稻作況調査も予定されておりますので、参加を予定されている方はご留意願います。

なお、25番、南條栄一推進委員、28番、鈴木誠司推進委員より欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

また、本日は議案説明のため町農林水産課より富田班長が出席しているほか、その他事項の説明で同じく農林水産課の菊池課長が出席いたしますので、ご報告申し上げます。

それでは、審議に入ります。日程第1、議事録署名委員の指名ですが、亘理町農業委員会総会会議規則第20条の規定により、議事録署名委員は議長が指名することになっておりますので、14番、武澤文男職務代理者、1番、森昌敏委員を指名いたします。

日程第2。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請書審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明を頂き、審議して参りますのでよろしく申し上げます。それでは、亘理地区委員長さん申し上げます。

10番 (順位1番について議案朗読及び補足説明)

議長 ありがとうございます。続いて、荒浜地区委員長さん説明をお願い

します。

1 4 番 (順位 2 番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。最後に、逢隈地区委員長さんより説明をお願いします。

6 番 順位 3 番は、取り下げになっています。

(順位 4 番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 1 号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。なお、ご発言の際は挙手のうえ、議席番号を申し上げて頂くようお願いいたします。

(発言なし)

議 長 ご質問ご意見はありませんか。

(発言なし)

議 長 なければ、採決いたします。第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議については許可する事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請書審議については、許可することに決定します。

日程第 3、第 2 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議についてを議題とします。各地区委員長さんより説明頂き、審議してまいりますので、よろしくお願いいたします。それでは、始めに亘理地区委員長さんお願いします。

1 0 番 (順位 1 番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて荒浜地区委員長さんお願いします。

1 4 番 (順位 2 番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。続いて吉田地区委員長さんお願いします。

1 番 (順位 3 番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。最後に逢隈地区委員長さんお願いします。

6 番 (順位 4 番から順位 7 番について議案朗読及び補足説明)

議 長 ありがとうございます。第 2 号議案の説明が終わりましたがご質問、ご意見がありましたら承ります。

(発言なし)

議 長 ご質問、ご意見はありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決いたします。第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については許可相当とする事にご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請書審議については、許可相当とすることに決定します。

日程第4、第3号議案、令和元年度第4号亘理町農用地利用集積計画案についてを議題とします。事務局より説明願います。

森 参事 (議案書の朗読及び補足説明)

議長 第3号議案について説明が終わりましたが、ご質問はございませんか。

(発言なし)

議長 質問等なければ採決に移ります。第3号議案、令和元年度第4号亘理町農用地利用集積計画案については、原案のとおり承認する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようですので、第3号議案、令和元年度第4号亘理町農用地利用集積計画案については、原案どおり承認する事に決定いたします。日程第5、第4号議案、町営土地改良事業の換地計画についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局長 第4号議案、町営土地改良事業の換地計画についてご説明いたします。このことは、土地改良事業震災復興畑団地亘理地区の換地計画を定めるにあたりまして、議案書に記載のとおり、土地改良法の規定により町長から同意を求められたものでございますので、ご審議をお願いするものです。なお、換地計画の詳細については、町農林水産課農政班の富田班長より説明させていただきます。

農政班長 農林水産課の富田です。それでは、第4号議案の内容について説明させていただきます。議案書資料1ページ目をお開き下さい。見出しが町営土地改良事業震災復興畑団地亘理地区の換地計画の概要となっているものです。まず、事業名と地区名ですが、震災復興畑団地亘理地区です。3箇所の苺団地の整備事業で合計面積が66ha。内訳は畑59.4ha、道路と水路が6.6haとなっております。町が事業主体となり進めて参りましたが、確定測量を平成30年度に完了しております。確定測量を基に登記簿の書き換え手続きが今後控えており、新しい地番による地図を法務局に提出し、従前の地番等を

抹消したうえで、新字名・新地番を記載するという手続きを進めることとなります。それらを進めるに当たり、土地改良事業を行う場合は換地計画を定めることになっており、その手続きを現在進めているところです。8月のお盆前に関係権利者の方々からは同意をいただいておりますが、次の段階として、農業委員会の同意を頂き、更に次の段階に進むという流れです。

今後の予定は、9月から12月いっぱいの4カ月間、登記までの手続きがこの①から④のとおり進みます。換地計画の適否決定、公告縦覧、審査請求とその決定の③までで認可となり、年明けには換地処分の登記申請となります。以後、登記簿等の書き換えに約半年かかりますので、来年7月に登記完了となります。

2ページ目は苺団地の整備図面となります。北側に逢隈、吉田に浜吉田と開墾場の苺団地として整備させていただきました。3ページ目は浜吉田苺団地の現在完成した区画の図であり、新しい字名は亙理町字苺里となります。4ページ目は開墾場苺団地ですが、字名は亙理町字苺浜となります。5ページ目は逢隈の団地ですが、字名は亙理町字花苺となります。

6ページ目は地区の総計表となります。真ん中縦の列が従前の土地、その隣に換地または換地処分後の土地が記載されています。従前の土地については、農地61ha。工事後の農地は59.4haで約1.6haほど道路と水路が広がり、農地が目減りするものですが、減歩については県営ほ場整備事業においても道路・水路が広がることによって起こります。7ページ目については関係権利者が4名となっており、亙理郡農業振興公社は、農地61haについて平成28年度から平成30年度までに底地の買い上げをさせて頂いており、農地の所有者は亙理郡農業振興公社となっています。2人目は農林水産省で、開墾場の苺団地に農地を1筆所有していたものです。この土地については、不換地処分することで同意を頂いており、今後金銭による清算を行うこととなります。3人目と4人目は亙理町と宮城県ですが、道路と水路の地権者となります。

8ページは等位別価格一覧表で、従前地については1平方メートル当たり500円、1反当たり50万円で売買させて頂いているところですが、今回整備の換地後においては、投資効果を反映する必要がある

ますので、整備前より土地の評価は上がります。換地後は10a当たり51万3,300円の評価をさせて頂いております。

説明は以上ですが、農業委員会の同意を頂き、この換地処分の登記に向けた次の段階に進ませて頂きたいので、ご同意方よろしく願いいたします。

議長 第4号議案について説明が終わりましたが、何かご質問はございませんか。

4番 うしちゃんファームの件についてはどうなっているのか。堆肥は置かれているが、今後活用されるものか。

事務局長 その件については、議案審議終了後にその他の項目で別に説明させていただきます予定です。

議長 うしちゃんファームについては、農林水産課長より説明申し上げたいということですので、それでよろしいですか。

4番 分かりました。

議長 その他にありませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第4号議案、町営土地改良事業の換地計画については、同意する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようですので、第4号議案、町営土地改良事業の換地計画については、同意する事に決定いたします。

日程第6、第5号議案、農業委員の辞任についてを議題とします。なお、第5号議案については、委員自身に関する事項のため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により関係委員は議事参与が制限されます。よって、7番、結城喜和委員は審議のあいだ一時退席願います。

(7番退室)

議長 それでは事務局より説明願います。

事務局長 第5号議案、農業委員の辞任についてご説明いたします。このことについては、令和元年8月9日付けで、7番、結城喜和委員より町長あてに辞任届が提出されました。農業委員会に関する法律第13条第1項の規定で、委員は、正当な理由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる、とされております。

農業委員会の同意については、農業委員会の総会の議決によるものとなりますので審議をお願いするものでございます。

(以下、辞任の理由について説明)

なお、今後の流れとしては、本日の総会で同意の議決があれば、速やかに委員の任命権者である町長にこの旨を文書で答申し、これが受理されましたら、正式に辞任という運びとなるものでございます。説明は以上です。

議長 第5号議案について説明が終わりましたが、ご質問等はございませんか。

(発言なし)

議長 なければ採決に移ります。第5号議案、農業委員の辞任については、同意する事に異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議がないようなので、第5号議案、農業委員の辞任については、同意する事に決定いたします。

(7番着席)

以上で議案審議は終了します。

その他に入ります。逢隈地区委員長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

6番 ただいまご審議頂きました結城委員さんについては、逢隈地区委員会の副委員長でしたが、その後任の副委員長を長田邦雄さんをお願いいたしましたので、ご報告いたします。

議長 その他になければ、事務局よりお願いします。

事務局 事務局より報告事項3件と事務連絡が1件ございます。報告事項の1点目についてはうしちゃんファームについてですが、うしちゃんファームについては、昨年7月に第7回農業委員会総会において、農地法第3条許可が議決され、翌月の第8回農業委員会総会においては、平成30年度第5号互理町農用地利用集積計画の承認について議決をしたところですが、その後の経過について農林水産課よりご報告させて頂きます。

農林水産課長 (経過説明及び質疑応答)

事務局 報告事項2点目と3点目になる農業経営改善認定農家及び青年等就農計画認定農家について報告いたします。

森参事 (配布資料により説明)

事務局長 (事務連絡)

議長 他になければ、結城喜和委員から発言の申出がありましたので、これを許します。

7 番 先程の第5号議案でご承認いただきありがとうございます。今月31日をもちまして農業委員を辞任したいと思います。8月31日までは農業委員でありますので、農地の見回り等は続けたいと思います。任期1年半でしたが、いろいろ皆様にお世話になりありがとうございました。

議長 農業委員として7年半、お疲れさまでした。

以下、会長が閉会を宣言し、14番、職務代理者武澤文男委員が閉会の挨拶をして終了する。

閉会午後2時50分